相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県坂井市丸岡町上田町二丁目一〇番地、最後の住所福井市島寺町第八三号一番地　老人ホームすみれ荘

被相続人　亡　中尾ケサ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月八日

福井市順化一丁目二四―三八　サウスコート福井四階C　桑野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　桑野　陽壮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲府市上石田三丁目一六八六番地、最後の住所山梨県甲府市上石田三丁目一四番一号　被相続人　亡　伊東　貞治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月八日

山梨県甲府市丸の内一丁目二一番二七号鶴田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渡邊　森矢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県藤枝市志太三丁目二〇五番地三、最後の住所静岡県藤枝市志太三丁目八番一五号　被相続人　亡　中谷　秀治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月八日

静岡県藤枝市田沼一丁目一八番二号　土屋ビル四〇一号　藤枝のぞみ法律特許事務所

相続財産管理人　弁護士　増田　陽子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士宮市朝日町八一五番地五、最後の住所静岡県富士宮市朝日町一九番二四号　被相続人　亡　中野裕美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月八日

静岡県富士市御幸町三番二二号弁護士法人立石塩谷法律事務所

相続財産管理人　弁護士　原　孝至

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市飯田町四三八番地、最後の住所静岡県浜松市寺島町五〇一番地　被相続人　亡　山本　清秀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月八日

静岡県浜松市北区初生町六九三番地の二

相続財産管理人　本木　敦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県三島市一一七一番地、最後の住所愛知県一宮市時之島字寺東一一番地四　被相続人　亡　水野　善一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月八日

愛知県一宮市栄一丁目六番地八　タツミヤビル五B

相続財産管理人　弁護士　森　隆行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市左京区浄土寺馬場町二三番地、最後の住所京都市右京区西院西貝川町三〇番地一　四条グランドハイツA棟一〇〇三号　被相続人　亡　浅井　雅晴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月八日

事務所京都市中京区堺町通竹屋町下る絹屋町一二〇番地

相続財産管理人　弁護士　田辺　保雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県美馬郡つるぎ町貞光字長木一三〇番地、最後の住所大阪府大阪市西成区太子二丁目三番一九号ナニワ荘二階一〇号　被相続人　亡　新田　勝一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月八日

大阪市北区西天満四丁目二番二号ＯＤＩ法律ビル六〇三号

相続財産管理人　弁護士　木村　知子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市秋月二七二番地、最後の住所大阪市西成区太子一丁目一三番三一号　被相続人　亡　永岡　常吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月八日

大阪市北区西天満四丁目二番二号ＯＤＩ法律ビル六〇三号

相続財産管理人　弁護士　木村　知子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市門司区奥田町五番地三、最後の住所大阪府吹田市江の木町三五番一八号　被相続人　亡　山崎　英司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月八日

大阪市北区西天満四丁目二番二号ＯＤＩ法律ビル六〇三号

相続財産管理人　弁護士　木村　知子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県宇陀市榛原戒場三〇五番地、最後の住所本籍と同じ　被相続人　亡　梅田　弘隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月八日

奈良県桜井市朝倉台西八丁目一〇八番地の七一　相続財産管理人　五味　愛直

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市祓川二丁目二〇三四番地四、最後の住所愛媛県松山市朝日ヶ丘二丁目二番二六号　被相続人　亡　小石　祐三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月八日

愛媛県松山市三番町四丁目九番地八松本ビル三階

相続財産管理人　弁護士　谷　勇輝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県佐世保市藤原町四一番地一一、最後の住所長崎県佐世保市藤原町九番三号　被相続人　亡　竹下　元子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年四月八日

長崎県佐世保市光月町七番一九―九〇一号

相続財産管理人　弁護士　井上　博史

公示送達

東部大阪都市計画事業小路土地区画整理事業に係る左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十七条第二項の規定による建築物等除却通知及び照会は、送付したが受領を拒まれたため、同法第百三十三条第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を公告します。

記

一、書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　大阪府寝屋川市小路北町一四番一四号

氏名　東谷　光博

二、書類の内容

建築物等除却通知及び照会

あなたが所有する左記建築物等は、土地区画整理事業の施行の為、平成二十八年七月二十一日までに除却していただくことになりましたので通知します。